

いじめ重大事態に関する調査報告書

令和7年3月19日

三郷市立Y小学校

いじめ防止対策委員会

1 重大事態調査の位置づけ

- (1) 重大事態の別 ・ 1 号
- (2) 重大事態の認定日 令和 6 年 1 2 月 4 日
三郷市長への報告日 令和 7 年 1 月 2 2 日

2 調査の目的、調査組織の構成

(1) 調査の目的

本調査は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づき、事実に向き合うことで、事案の全容解明と同種の事態の再発防止に役立てようとするものである。この調査は民事、刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、対象児童と関係児童による各行為とそれぞれの行為に対する学校等の対応についての調査結果を示し、学校等の対応が適切であったかどうかについて、調査するものである。

(2) 調査期間

- ・ 調査組織の設置日 令和 6 年 1 2 月 4 日
- ・ 調査の開始日 令和 6 年 1 2 月 4 日

(3) 調査組織の構成

- ・ 三郷市立 Y 小学校いじめ防止対策委員会

委員長	三郷市立 Y 小学校	校長
委員	同上	教頭、教務主任、生徒指導主任、担任 教育相談主任、養護教諭、各学年主任 スクールカウンセラー 三郷市第 1 教育相談室 専任教育相談員

3 当該事案の概要

(1) 基礎情報

・学校名 三郷市立Y小学校

・対象児童生徒

対象児童A	6 学年 組	以下A
関係児童B	6 学年 組	以下B
関係児童C	6 学年 組	以下C
関係児童D	6 学年 組	以下D
関係児童E	6 学年 組	以下E

(2) 当該事案の概要

ア 令和6年12月4日(水) 8時頃

○対象児童A母より、担任に以下の内容の電話連絡があった。

- ・対象児童は[redacted]お金を引き出し、関係児童に渡していた。
- ・11月に[redacted]、引き出されている。
- ・対象児童父から対象児童母に連絡があって発覚した。
- ・関係児童の保護者同士の話し合いの場を設定してほしい。

○同日8時45分頃、教育委員会は学校から、対象児童母から受けた相談内容の報告を受けた。

○同日、教育委員会はいじめ重大事態1号(金品)発生の疑いと判断した。

(3) 重大事態として対応を行った経緯

学校は、いじめによりAがB～Eに対して金銭を渡していた疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法(以下法)第28条第1項に基づき、重大事態として調査を行った。

4 調査の内容

(1) 調査方法

三郷市立Y小学校いじめ防止対策委員会において、下記のとおり、法第23条に基づき調査を実施した。

- ・ 聞き取り
- ・ 現場視察

(2) 調査内容

令和6年12月4日（水）教頭、担任でAに聞き取り

同日 校長、教頭でA保護者と面談

同日 教頭、担任でBに聞き取り

同日 教頭、担任でCに聞き取り

同日 教頭、担任でDに聞き取り

同日 教頭、担任でEに聞き取り

同日 教頭、担任でA、A保護者と面談

同日 担任よりB～E保護者に架電

令和6年12月9日（月）校長、担任でAに聞き取り

令和6年12月10日（火）教頭、教務主任でC～Eに聞き取り

令和6年12月11日（水）校長、教頭、A保護者と面談（説明）

令和6年12月12日（木）校長、教頭、C～E保護者と面談（説明）

令和6年12月16日（月）教頭、教務主任でBに聞き取り

令和6年12月16日（月）校長、教頭、B保護者と面談（説明）

(3) 審議

三郷市立Y小学校いじめ防止対策委員会

第1回 令和6年12月4日（水）実施

第2回 令和6年12月9日（月）実施

第3回 令和6年12月10日（火）実施

第4回 令和6年12月11日（水）実施

第5回 令和6年12月12日（木）実施

第6回 令和6年12月16日（月）実施

第7回 令和6年12月19日（木）実施

第8回 令和6年12月23日（月）実施

5 当該事案の事実経過

(1) 対象児童生徒の訴え

ア 行為1：Bに対する課金

- ・ 令和6年11月中旬から3回課金した。（BのアカウントIDをAのオンラインゲーム内で入力し、XXXXXXXXXX引き落としするための情報を入力してキャラクター等を購入。以下、報告書内の「課金」は同様の方法。）XXXXXXXXXX
- ・ Aから電話で課金をしてあげると持ち掛け、アカウント情報を共有した。
- ・ 2回目、3回目はBから課金してほしいと言われた。

イ 行為2：Cに対する課金

- ・令和6年11月初めから5回課金した。[REDACTED]。
- ・Aから電話で課金をしてあげると持ち掛け、5回課金を行った。
- ・AはCが知らないところでCのアカウントに勝手に[REDACTED]した。

ウ 行為3：Dに対する課金

- ・令和6年11月初めから2回課金した。[REDACTED]
- ・Aから「今、お金あるから課金するよ。Bもやっているから大丈夫。」と言い、2回目はDから課金してほしいと言われた。
- ・2回目もらったときに、Dから「[REDACTED]」と言われた。

エ 行為4：Eに対する課金

- ・11月初めから3回課金した。[REDACTED]
- ・Aから持ち掛けた。2回目はEから課金してほしいと言われた。
- ・3回目はEが対戦に勝ったので、課金をした。

(2) 関係児童生徒からの聴取内容

ア 行為1に関するBへの聴取内容

- ・母にお金の貸し借りはしない約束だったのに残念だと言われた。
- ・どうして、こんなに課金ができるのかAに聞いたら、「[REDACTED]」と言われた。
- ・今回気付かれなかったら、ずっと続けていたと思う。
- ・Aに「あだ名を言うなら課金しないからね。」とLINEで言われ、「ごめんね。」と返した。
- ・Aに「学校の友達には秘密ね。」と送った。

イ 行為2に関するCへの聴取内容

- ・1回目はAから持ち掛けられたが嬉しい気持ちがあった。
- ・4回目、5回目には悪いという意識が薄れた。

ウ 行為3に関するDへの聴取内容・全部で3回課金してもらった。

- ・もらってはいけないと分かっていたが、嬉しい気持ちが上回った。

エ 行為4に関するEへの聴取内容

- ・1回目はAから持ち掛けられた。嬉しかった。
- ・お金の大切さが分かっておらず、自分の欲しい気持ちが上回った。

(3) 当該事案の事実経過

ア 当該事案発生後のAの状況及び学校の対応（時系列でまとめる）

令和6年12月4日（水）教頭、担任でAへ聞き取り

令和6年12月4日（水）教頭、担任でA及びA保護者と面談

令和6年12月9日（月）校長、担任でAへ聞き取り

- ・課金をした理由に、いじめが疑われる部分がないか確認したところ、関係児童によって無理矢理課金させられたり、苦痛を感じたりしたことはないと回答。
- ・「[REDACTED]アンケート」においては、4月以降は「なし」と回答している。4月

の「いやなあだ名を言われたこと」が関係しているか確認したところ、「この件とは関係がない。みんなにゲームで強くなってほしかった。無制限に課金ができると思っていた。父には分からないと思っていた。」と回答。

- ・ Aは今まで通り、学校の休み時間や放課後に関係児童と遊んでおり、保護者もこの状況について認識している。
- ・ Aのスマホは、Aが使用できないよう保護者が預かった。

6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

(1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、対象児童等が在籍する学校に在籍している等対象児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめの定義について、以下の4つがポイントとなる。

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

この4つのポイントをすべて満たすあらゆる事象が法律上のいじめに該当する。

この法に基づき、行為1、行為2、行為3、行為4について検証を行った。

(2) いじめの検証

ア 行為1

(検証結果)

行為1は、BのAに対する法律上の「いじめ」と認定できる。

(理由)

ゲームの課金により、子供たち同士で金銭の授受があった。この行為についてAは自ら課金を持ち掛けており、当該行為について苦痛を感じていたとは申し出していない。

しかしながら、課金という方法であっても金銭の授受があったことや、対象児童と関係児童の間で「いやなあだ名を言われた」という状況が見られたことは事実である。

これらを踏まえると、たしかにAは聞き取りに対して心身の苦痛を訴えてはいないが、「課金をしてあげる」という行為に至ったAの内面に、「課金をしないと周りの友達との関係がうまくいかなるのではないか」という人間関係における不安等がなかったとは言い切れない。その金額が対象児童の年齢からすれば高額といえることなども考慮すれば、Aは行為1について心身の苦痛を感じていたと考えられる。

以上のことから、本件に係る一連の状況を鑑み、今回の行為はいじめであると認定できるため。

イ 行為2

(検証結果)

行為2は、CのAに対する法律上の「いじめ」と認定できる。

(理由)

ゲームの課金により、子供たち同士で金銭の授受があった。この行為についてAは自ら課金を持ち掛けており、当該行為について苦痛を感じていたとは申し出していない。

しかしながら、課金という方法であっても金銭の授受があったことや、対象児童と関係児童の間で「いやなあだ名を言われた」という状況が見られたことは事実である。

これらを踏まえると、たしかにAは聞き取りに対して心身の苦痛を訴えてはいないが、「課金をしてあげる」という行為に至ったAの内面に、「課金をしないと周りの友達との関係がうまくいかなくなるのではないか」という人間関係における不安等がなかったとは言い切れない。その金額が対象児童の年齢からすれば高額といえることなども考慮すれば、Aは行為1について心身の苦痛を感じていたと考えられる。

以上のことから、本件に係る一連の状況を鑑み、今回の行為はいじめであると認定できるため。

ウ 行為3

(検証結果)

行為3は、DのAに対する法律上の「いじめ」と認定できる。

(理由)

ゲームの課金により、子供たち同士で金銭の授受があった。この行為についてAは自ら課金を持ち掛けており、当該行為について苦痛を感じていたとは申し出していない。

しかしながら、課金という方法であっても金銭の授受があったことや、対象児童と関係児童の間で「いやなあだ名を言われた」という状況が見られたことは事実である。

これらを踏まえると、たしかにAは聞き取りに対して心身の苦痛を訴えてはいないが、「課金をしてあげる」という行為に至ったAの内面に、「課金をしないと周りの友達との関係がうまくいかなくなるのではないか」という人間関係における不安等がなかったとは言い切れない。その金額が対象児童の年齢からすれば高額といえることなども考慮すれば、Aは行為1について心身の苦痛を感じていたと考えられる。

以上のことから、本件に係る一連の状況を鑑み、今回の行為はいじめであると認定できるため。

エ 行為4

(検証結果)

行為4は、EのAに対する法律上の「いじめ」と認定できる。

(理由)

ゲームの課金により、子供たち同士で金銭の授受があった。この行為についてAは自ら課金を持ち掛けており、当該行為について苦痛を感じていたとは申し出していない。

しかしながら、課金という方法であっても金銭の授受があったことや、対象児童と関係児童の間で「いやなあだ名を言われた」という状況が見られたことは事実である。

これらを踏まえると、たしかにAは聞き取りに対して心身の苦痛を訴えてはいないが、「課金をしてあげる」という行為に至ったAの内面に、「課金をしないと周りの友達との関係がうまくいかなくなるのではないか」という人間関係における不安等がなかったとは言い切れない。その金額が対象児童の年齢からすれば高額といえることなども考慮すれば、Aは行為1について心身の苦痛を感じていたと考えられる。

以上のことから、本件に係る一連の状況を鑑み、今回の行為はいじめであると認定できるため。

(3) 調査結果

学校は、AがB～Eに対して金銭をゲームの課金として渡しており、いじめの疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法（以下法）第28条第1項に基づき、重大事態として調査を行った。

訴えのあった行為について、いじめの定義における③「金品の授受」は認められたが、Aへの聞き取りの結果から、④「心身の苦痛」は認められなかった。

しかしながら、対象児童と関係児童の間で「いやなあだ名を言われた」という状況が見られたことは事実であり、Aは聞き取りに対して心身の苦痛を訴えてはいないが、「課金をしてあげる」という行為に至ったAの内面に、関係児童との人間関係における不安等がなかったとは言い切れない。

以上のことから、本件に係る一連の状況を鑑み、今回の行為はいじめであると認定した。

7 学校の対応

(1) 学校の対応について

- ・関係児童への複数教員による聞き取り
- ・三郷市教育委員会への報告・相談
- ・スクールロイヤーへの相談
- ・関係児童・保護者への面談・説明
- ・職員への周知
- ・職員への指導の指示
- ①SNSの使い方の指導について
- ②いじめについての法の理解と丁寧な対応の継続
- ・保護者への啓発
- ①長期休業中の過ごし方について
- ②SNSの使い方について
- ③ネット講座の開催

(2) 学校の対応に係る考察

- ①保護者と担任の信頼関係があったため、速やかに情報が入り、複数の関係保護者との面談などがスムーズに行うことができた。
- ②いじめや金品の授受に関して、児童に対する指導や保護者への周知・啓発を行っていたので、保護者からの情報を得ることができた。
- ③本件が明るみになるまで、児童同士で多額の金銭が動いたことの把握ができなかった。
- ④指導や周知を行ってはいたが、児童の心や保護者に真に届くよう、周知の方法に工夫が必要であった。

8 当該事案の対処及び再発防止策について

本件を非常に重く受け止め、二度とこのようなことが起きないように、上記の考察(③④)を踏まえ、具体的に次の項目について実施する。また、いじめの未然防止やいじめが起きてしまった場合の早期発見・早期対応について学校の体制づくりを再確認する。

(1) ネットリテラシー教育の充実

- ア 年間指導計画へ位置づけをし、児童がネットリテラシーを確実に身に付けることができるようにする。
- イ 講師を招聘してのネット講座の実施をし、児童・保護者・教職員のネットリテラシーを高める。特に、オンラインによる金銭のトラブルについて正しい理解と未然防止の方法等の周知ができるよう、指導の内容を工夫する。
- ウ ネットトラブルに関わるニュース等を自分ごと・我が子のことと受け止めることができるようにネットアンケートの項目を見直して実施し、①フィルターがかかっているか随時確認する②親子でスマートフォン等の使用についての約束をするなどが周知できるようにする。
- エ 「Y小生活のやくそく」長期休業中の「生活のやくそく」にスマートフォンの使い方
の留意点について具体的に示して、周知徹底する。

(2) いじめの未然防止について

- ア いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、発達支持的生徒指導の在り方に関する教職員間の共通認識を図ることによって、児童自らが互いに認め合える人間関係・学校風土を作り出していくことができるようにする。
- イ 全校集会や学級活動等において、日常的にいじめの問題に触れることによって、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。特に、児童同士による金銭の授受はいじめにつながり得ることを児童及び保護者が理解できるよう、積極的に指導・啓発を行う。

(3) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見を目的として毎月「 アンケート」を実施し、回答の内容に応じた聞き取りを行うなどの対応をして、生徒指導部や管理職で把握するとともに、3か月の見届けを確実に行う。
- イ いじめが疑われる事案が発生した際には、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報

を共有し、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認をする。

- ウ 日常の児童の様子をきめ細やかに観察し、気になる児童について学年間で情報を共有したり、管理職に報告したりするとともに、保護者との連携を図る。
- エ 傍観者を生まないように、友人について気になることがあった場合には、担任をはじめ、教職員等に知らせる勇気を持つよう指導を徹底し、「 アンケート」にも項目を設定して確認する。